

# 公益社団法人全国漁港漁場協会

## 役員報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国漁港漁場協会（以下、「本協会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第19条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
なお、報酬等は、本協会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本協会の使用人として受ける財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。

2 前項第4号の報酬等と第5号の費用とは、明確に区分して取り扱うものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、総会の承認を得た総額の範囲内で、かつ別表1常勤役員の年俸を上回らない額を12で除した月額をもって支給する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数の額は、3月分支給額で調整する。
- 3 非常勤理事が、理事会等へ出席及びその他職務に従事した場合は、1日当たり10,000円を報酬として支給する。
- 4 非常勤監事が、理事会及び総会へ出席並びに監事監査の実施、その他職務に従事した場合は、1日10,000円を報酬として支給する。
- 5 役員に賞与は支給しない。

### (報酬の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給日及び支給方法等は、職員給与規定に準ずる。

2 非常勤理事、非常勤監事に対する報酬等は、理事会及び総会等への出席等の都度支給する。

### (費用)

第5条 本協会は役員がその職務の執行に当たって負担した経費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (交通費)

第6条 常勤役員が通勤に交通機関を使用する場合には、通勤費を支給する。

2 非常勤役員が理事会等へ出席するために交通機関を使用する場合は、旅費交通費を支給することができる。

### (公表)

第7条 本協会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

### (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定めるものとする。

### 附 則

1 この規程は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 本規程の施行により、社団法人全国漁港漁場協会役員報酬規程及び社団法人全国漁港漁場協会役員退職慰労金算定基準は失効する。但し、本協会の設立時の役員で、社団法人全国漁港漁場協会（以下「旧法人」という。）から引き続き役員の職にある者の旧法人在職期間の退職慰労金については、旧法人在職時のその者の年俸を基に旧法人の役員退職慰労金算定基準により算定した額を上限とする。

(別表) 常勤役員の報酬の基準

常勤役員の報酬は、次に掲げる額（年額）を基準とする。

役 職	金 額
会 長	1, 2 0 0 万円以内
専務理事	1, 0 8 0 万円以内
常務理事	9 6 0 万円以内